



2018年5月22日

各 位

会 社 名 エリアリンク株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 林 尚道
(コード番号 8914 東証マザーズ)
問 合 せ 先 執行役員管理本部長 大滝 保晃
TEL 03-3526-8555

**第三者割当による第1回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行
及びファシリティ契約（行使停止指定条項、ターゲット・プライス条項付）の締結
に関するお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会におきまして、下記のとおり、S M B C日興証券株式会社（以下「S M B C日興証券」といいます。）を割当予定先として第三者割当により新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を発行すること（以下「本資金調達」といいます。）及び金融商品取引法による本新株予約権に関する届出の効力発生後にファシリティ契約を締結することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 募集の概要

(1) 割 当 日	2018年6月8日
(2) 発行新株予約権数	20,000個
(3) 発 行 価 額	本新株予約権1個当たり896円（総額17,920,000円）
(4) 当該発行による 潜在株式数	潜在株式数：2,000,000株（新株予約権1個につき100株） 上限行使価額はありません。 下限行使価額は2,849円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は2,000,000株です。
(5) 調達資金の額（新株 予約権の行使に際し て出資される財産の 価額）	8,149,920,000円（差引手取概算額）（注）

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	<p>当初行使価額 4,070 円</p> <p>行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日(効力発生日は本新株予約権の発行要項第 10 項をご参照ください。)に、当該効力発生日の前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)における当社普通株式の普通取引の終日の売買高加重平均価格の 92%に相当する金額に修正されますが、かかる修正後の価額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。</p>
(7) 募集又は割当方法	<p>第三者割当の方法によります。</p>
(8) 割当予定先	<p>S M B C 日興証券株式会社</p>
(9) その他	<p>当社は、S M B C 日興証券との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権の買取に関する契約(以下「本新株予約権買取契約」といいます。)を締結する予定です。本新株予約権買取契約において、S M B C 日興証券は、当社の事前の同意がない限り、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することができない旨が定められる予定です。また、当社は、本新株予約権買取契約の締結と同時に、当社と S M B C 日興証券との間で、S M B C 日興証券が本新株予約権を行使するよう最大限努力することや、当社の判断により、S M B C 日興証券が本新株予約権を行使することができない期間を指定できること(以下「行使停止指定条項」といいます。)、S M B C 日興証券に対し本新株予約権の一部について、当社の普通株式の普通取引の終日の売買高加重平均価格(以下「本 VWAP 値」といいます。)がターゲット・プライス(4,477 円)以上となった場合に限り行使できるものとする(以下「ターゲット・プライス条項」といいます。)等について取り決めたファシリティ契約(以下「本ファシリティ契約」といいます。)を締結する予定です。なお、本ファシリティ契約に関する詳細につきましては、下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由(1) 資金調達方法の概要」をご参照ください。</p>

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。そのため、本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は増加又は減少いたします。また、本新株予約権の行使可能期間(本新株予約権の発行要項第 12 項に定める行使可能期間をいいます。以下同じです。)内に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

の行使に際して出資される財産の価額の合計額は減少します。

2. 募集の目的及び理由

当社は、ストレージ部門におけるシェア・質の「圧倒的な NO.1」、「事業基盤(ストレージ部門、アセット部門、オフィス部門における貸会議室)の強化」による超安定高成長の実現、「人材育成の充実」、「安定した配当」を基本方針に掲げ、基幹事業であるレンタル収納スペース「ハローストレージ」(ストレージ事業)や、収益不動産の保有(アセット事業)「ハロー貸会議室」の運営(オフィス事業)等を行う不動産運用サービス事業を中心としたストック型ビジネスと、底地を扱う土地権利整備事業を中心とする不動産再生・流動化サービス事業を展開しております。

当社が属する不動産業界は、日銀のマイナス金利政策による市場活性化等の影響により、都市部においては地価の上昇等持ち直しの動きを見せ、ここ数年の厳しい経済環境から着実に回復しておりますが、不動産価格の高止まり等、依然として不透明な状況が予想されます。また、ストレージ事業では、競合他社との価格競争や商品及びサービスの差別化競争が厳しさを増してきております。

このような事業環境のもと、当社では「不動産運用サービス事業」において、基幹事業であるストレージ事業の出店強化を行ってまいりました。従来のトランク、コンテナタイプに加えて、より収納ニーズが高い都市部エリアへの出店を可能とした、新タイプの「土地付きストレージ」(注)への移行を進めることで、好立地、好条件での出店を加速し、ストレージ事業のシェア拡大を図ってまいります。また、「ハローストレージ」とサンリオの人気キャラクター「ハローキティ」のコラボレーション物件を広く展開することや、ソフト面では営業支援システムの導入によりデータベースを活用した出店基準の明確化や商品タイプの適正化、及び24時間契約を可能とした「スピード3分契約」等により他社との差別化にも取り組んでおります。さらに、米国でストレージ物件を購入し、米国における大手運営会社であるキューブスマート社に管理委託することを通じ、マーケティングや集客などのノウハウ集積を図っており、今後は、こうしたノウハウを活かしつつ更なる海外展開にも取り組んでまいります。ストレージ事業の管理室数を増加させることで、安定的な収益基盤を確立させ、他社との差別化を図りながらストック型ビジネス(不動産運用サービス事業)を拡大させていく方針であります。

(注)「土地付きストレージ」とは、当社が購入した敷地に建物を建設し、その内部にストレージを設置する、アセット型かつ屋内型のストレージをいいます。

「不動産再生・流動化サービス事業」における不動産売買は、不動産市況の影響を比較的受けにくい底地の売買を軸とし、地道な営業活動により借地権者への販売を中心とした展開をしてまいります。

当社は、中期経営計画において、基幹事業である国内及び海外のストレージ事業の持続的な成長を図るべく、お客様のニーズが高いエリアへの出店の強化、ブランド力の更なる向上を重要な施策と位置付けております。その一環として、従来のトランク、コンテナタイプからの移行を進めている「土地付きストレージ」は、都市圏を中心に2017年12月期には16棟を新規に出店し、2018年12月期には50棟程度の新規出店を計画する等、不動産市況を踏まえながら、積極的な出

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

店を行っていく方針です。このようなストレージ事業を中心とする不動産運用サービス事業の成長に必要な不動産取得及び建築資金を充実させるとともに、財務基盤の強化及び財務柔軟性の確保を図ることを目的に、本新株予約権の発行による資金調達を行うことといたしました。

資金調達を行うに際して、下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由(2) 資金調達方法の選択理由」に記載のとおり、多様な比較検討を行い、その1つとしてエクイティ性資金の調達について検討を進めてまいりました。本新株予約権は、当社の判断により、S M B C日興証券が本新株予約権を行使することができない期間を指定することができる行使停止指定条項を活用すること等により、急激な希薄化を回避し既存株主の利益に配慮しつつ株価動向等を見極めた資金調達を行うことが可能であり、当社の資金需要に則した資金調達方法と考えております。加えて、今般の資金調達は、当社の中長期的な事業規模の拡大に繋がるものであることから、将来的な当社株式価値の向上に資すると考えており、既存株主の利益への配慮の観点から、本新株予約権の一部についてターゲット・プライスに基づく行使制限(ターゲット・プライス条項)を付した調達方法を採用することといたしました。

今回調達する資金に関しましては、ストレージ事業における不動産取得及び建築資金並びにアセット事業における不動産取得資金の一部として2018年12月期から2021年12月期に充当する予定であり、具体的には、下記「4. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期(2) 調達する資金の具体的な用途」に記載のとおりであります。

当社は、今般の資金調達の達成が、将来的な企業価値の向上に繋がることで既存株主をはじめとするステークホルダーの利益に資するものと確信しております。

3. 資金調達方法の概要及び選択理由

(1) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社がS M B C日興証券に対し、行使可能期間を約3年間とする行使価額修正条項付新株予約権(行使価額の修正条項の内容は、本新株予約権の発行要項第10項をご参照ください。)を第三者割当の方法によって割当て、S M B C日興証券による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。

当社はS M B C日興証券との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に本新株予約権買取契約及び以下の内容を含んだ本ファシリティ契約を締結する予定です。

【本ファシリティ契約の内容】

本ファシリティ契約は、当社とS M B C日興証券との間で、以下のとおり、S M B C日興証券が本新株予約権を行使するよう最大限努力することや、当社の判断により、S M B C日興証券が本新株予約権を行使することができない期間を指定できること(行使停止指定条項)

S M B C日興証券に対し本新株予約権の一部について、本 VWAP 値がターゲット・プライス(4,477円)以上となった場合に限り行使できるものとする(ターゲット・プライス条項)等について取り決めるものであります。

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

S M B C 日興証券による本新株予約権の行使に関する努力義務及び任意行使

S M B C 日興証券は、行使可能期間中、下記の 及び の本新株予約権の行使が制限されている場合を除き、残存する本新株予約権を行使するよう最大限努力します。ただし、S M B C 日興証券はいかなる場合も、本新株予約権を行使する義務を負いません。

当社による行使停止要請通知（行使停止指定条項）

S M B C 日興証券は、行使可能期間において、当社からの行使停止要請通知（以下に定義します。）があった場合、行使停止期間（以下に定義します。）中、行使停止期間開始日に残存する本新株予約権の全部について行使ができないものとされます。なお、当社は、かかる行使停止要請通知を随時、何回でも行うことができます。具体的には、以下のとおりです。ただし、当社の発行する株式、新株予約権又は新株予約権付社債に対して公開買付けの公告がなされた時から、当該公開買付けが終了した時又は中止されることが公表された時までの間においてはこの限りではありません。

- 当社は、S M B C 日興証券が本新株予約権を行使することができない期間（以下「行使停止期間」といいます。）として、行使可能期間の間の任意の期間を指定することができます。
- 当社は、行使停止期間を指定するにあたっては、当該行使停止期間の初日の3取引日前の日までに、S M B C 日興証券に通知（以下「行使停止要請通知」といいます。）を行います。なお、当社は、行使停止要請通知を行った場合、その都度プレスリリースにて開示いたします。
- 行使停止期間の開始日及び終了日は、行使可能期間の間の取引日のいずれかの日とします。
- 当社は、S M B C 日興証券に撤回通知（以下「行使停止要請撤回通知」といいます。）を交付することにより、行使停止要請通知を撤回することができます。ただし、当該行使停止要請通知に係る残存行使停止期間（行使停止要請撤回通知が行われた日（当日を含みます。）から当該行使停止要請通知に係る行使停止期間終了日（当日を含みます。）までの間の期間をいいます。）が2取引日未満である場合を除きます。なお、当社は、行使停止要請撤回通知を行った場合、その都度プレスリリースにて開示いたします。

ターゲット・プライスに基づく行使制限（ターゲット・プライス条項）

- S M B C 日興証券は、行使可能期間中、本新株予約権のうち3,000個（以下「ターゲット・プライスに基づく対象本新株予約権」といいます。）については、本 VWAP 値が、4,477 円（発行決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の110%に相当する金額）（以下「ターゲット・プライス」といいます。）以上となった場合に限り、当該取引日の翌取引日及び翌々取引日を本新株予約権の発行要項に定める各行使請求の効力発生日として、本新株予約権の発行要項に従い行使することができます（かかるターゲット・プライスに基づく対象本新

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

株予約権に係る行使制限を、以下「ターゲット・プライスに基づく行使制限」といいます。) ただし、当社の発行する株式、新株予約権又は新株予約権付社債に対して公開買付けの公告がなされた時から、当該公開買付けが終了した時又は中止されることが公表された時までの間においてはこの限りではありません。また、下記に記載のとおり、当社は、ターゲット・プライスに基づく行使制限を撤廃することができます。

- ターゲット・プライス(4,477円)は、本新株予約権の発行要項第11項(行使価額の調整)に準じて調整されます。
- 本VWAP値がターゲット・プライス(4,477円)以上となった場合であっても、SMB C日興証券はその裁量により、ターゲット・プライスに基づく対象本新株予約権以外の本新株予約権を行使することができます。
- 当社は、取締役会の決議により、取締役会で定める日(以下「ターゲット・プライスに基づく行使制限撤廃日」といいます。)以降、ターゲット・プライスに基づく行使制限を撤廃することができます。
- 当社は、ターゲット・プライスに基づく行使制限を撤廃するときは、SMB C日興証券にターゲット・プライスに基づく行使制限撤廃日等を事前に通知します。ターゲット・プライスに基づく行使制限撤廃通知を行った場合、当社はターゲット・プライスに基づく行使制限の撤廃を撤回することはできないこととされており、また、その際にはプレスリリースにて開示いたします。

(2) 資金調達方法の選択理由

当社は、本新株予約権の発行による資金調達方法を選択するにあたり、既存株主の利益に配慮し当社株式の過度な希薄化の抑制や株価への影響を軽減するとともに、当社の資金需要や株価の状況に応じた資金調達の柔軟性を確保すること、財務基盤の強化及び財務柔軟性の確保を図ることが可能な資金調達を行うことに重点を置いて、多様な資金調達方法を比較検討してまいりました。

上記資金調達方法の選択にあたっては、借入等のデット性資金の調達、あるいは公募増資等その他のエクイティ性資金の調達についても検討いたしました。今回の資金調達は、ストレージ事業における不動産取得及び建築資金並びにアセット事業における不動産取得資金の一部に充当することで事業規模を拡大するとともに、財務基盤の強化及び財務柔軟性の確保を図ることを目的としており、このような目的に沿った資金調達方法として、急激な希薄化を回避し既存株主の利益に配慮しつつ、株価動向を踏まえた資金調達が可能な、当社の資金需要にも則した資本性資金での調達が最適であると考えました。そのような状況の中、SMB C日興証券より、第三者割当による本新株予約権の発行及び本ファシリティ契約のご提案をいただきました。

本ファシリティ契約は、上記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由(1) 資金調達方法の概要」に記載のとおり、当社とSMB C日興証券との間で、SMB C日興証券が本新株予約権を行使するよう最大限努力することや、当社の判断により、SMB C日興証券が本新株予約権を

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

行使することができない期間を指定できること（行使停止指定条項） S M B C日興証券に対し本新株予約権の一部について本 VWAP 値がターゲット・プライス（4,477 円）以上となった場合に限り行使できるものとする（ターゲット・プライス条項）等について取り決めるものであります。これらの取り決めにより、行使可能期間において本新株予約権の行使が進むことで当社の資金調達及び資本増強を図りつつ、当社の資金需要や株価動向等を見極めながら当社の判断により行使停止期間を指定して資金調達の時期や行使される本新株予約権の量をコントロールすることを可能とすることが期待できます。加えて、本新株予約権の一部についてターゲット・プライスに基づく行使制限（ターゲット・プライス条項）を付すことにより、当社普通株式の株価が一定の水準の金額以上とされない限り本新株予約権の一部は原則として行使が行われないことから、既存株主の利益にも配慮した資金調達ができるものと考えております。さらに、上記のとおり、本新株予約権の行使の結果交付されることとなる当社普通株式は 2,000,000 株で一定であることから、本新株予約権の行使による株式価値の希薄化が限定されているため、既存株主に与える影響を一定の範囲に抑えながら財務基盤の強化及び財務柔軟性の確保を図ることが可能であると考えられます。

当社は今回の資金調達に際し、本新株予約権の発行に係る S M B C日興証券からの提案内容並びに以下に記載する「本資金調達の方法の特徴」及び「他の資金調達方法との比較」を総合的に勘案した結果、本ファシリティ契約の締結を伴う本新株予約権の発行による資金調達が現時点における最良の選択であると判断いたしました。

【本資金調達の方法の特徴】

本資金調達の方法の特徴は、以下のとおりとなります。

本新株予約権の行使に関する努力義務、行使停止指定条項及びターゲット・プライス条項

本ファシリティ契約に基づき、行使可能期間中、(i) S M B C日興証券は本新株予約権を行使するよう最大限努力することとされており、本新株予約権の行使が進むことにより当社の資金調達及び資本増強が図られます。一方で、(ii)行使停止要請により、当社は、当社の判断により S M B C日興証券に対して本新株予約権を行使しないよう要請することができ、行使停止期間中、S M B C日興証券は本新株予約権の行使ができないこととなりますので、当社は、資金需要や株価動向等を見極めながら、資金調達の時期や行使される本新株予約権の量を一定程度コントロールすることができます。加えて、(iii)本新株予約権の一部についてターゲット・プライスに基づく行使制限（ターゲット・プライス条項）を付すことにより、本 VWAP 値がターゲット・プライス（4,477 円）以上とならない限り本新株予約権の一部は原則として行使されないことから、既存株主の利益にも配慮した設計となっております。

希薄化

本新株予約権の目的である当社普通株式の数は 2,000,000 株で一定であるため、本新株予約権の行使時点における株価動向によらず、当該行使の結果交付されることとなる当社普通株式数の上限は一定であること（本新株予約権の全てが行使された場合には、当社の総議決権数 121,289 個（2017 年 12 月 31 日現在）に対する希薄化率は 16.49%）により、希薄化の割合の

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

上限が予め固定されており、既存株主の利益に配慮しています。なお、本新株予約権には下限行使価額が設定されておりますが、上限行使価額は設定されていないため、株価上昇時には希薄化の割合の上限は一定であるものの調達金額は増大します。

下限行使価額

本新株予約権には下限行使価額が設定されるため、株価下落時における本新株予約権の行使に伴う当社普通株式1株当たり価値の希薄化というデメリットを一定限度に制限できることで、既存株主の利益に配慮しています。具体的には、本新株予約権の下限行使価額を2,849円（発行決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の70%に相当する金額）に設定いたしました。

割当予定先との約束事項

当社は、S M B C日興証券との間で締結される本新株予約権買取契約において、本新株予約権の発行及び本新株予約権の行使による発行会社の株式の交付を除き、本新株予約権買取契約の締結日以降、(i)残存する本新株予約権の全てが行使された日、(ii)当社が本新株予約権の発行要項に基づき残存する本新株予約権の全部を取得し、これを消却し、かつ、本新株予約権1個当たりにつき払込金額と同額を交付した日、(iii)S M B C日興証券が残存する本新株予約権の全部を他の者に譲渡した日又は(iv)2021年5月31日のいずれか先に到来する日までの間、S M B C日興証券の事前の書面による承諾を受けることなく、当社の株式及び当社の株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券（新株予約権、新株予約権付社債及び取得対価を当社の株式とする取得請求権又は取得条項の付された株式を含みますがこれらに限られません。）の発行又は売却（ただし、ストックオプション制度、株式報酬制度又は従業員株式所有制度に関わる発行、株式分割及び株式無償割当て、新株予約権若しくは取得請求権の行使又は取得条項の発動によるものを除きます。）を行わないこと、並びに上記の発行又は売却を実施することにかかる公表を行わないことに合意する予定であります。

譲渡制限

S M B C日興証券は、当社の事前の同意がない限り、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することができない旨が、本新株予約権買取契約において規定される予定であります。

本新株予約権の取得事由

本新株予約権の発行要項上、本新株予約権の取得事由として以下の事由が定められております。

(ア)当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の発行日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をし、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりにつき払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとします。当社は、取得した本新株予約権を消却します。

(イ)当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割を行うこと、又は当社が株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となること（以下これらを総称して「組織再編行為」といいます。）を当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

合は、取締役会)等で承認決議した場合、会社法第 273 条の規定に従って通知をし、当該組織再編行為の効力発生日より前で、かつ当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権 1 個当たりにつき払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得します。当社は、取得した本新株予約権を消却します。

(ウ)当社は、当社が発行する普通株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から 2 週間後の日(休業日である場合には、その翌営業日とする。)に、本新株予約権 1 個当たりにつき払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得します。当社は、取得した本新株予約権を消却します。

(エ)当社は、本新株予約権の発行後、20 連続取引日(ただし、終値のない日は除きます。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値が 2,035 円(本新株予約権の発行後、行使価額が本新株予約権の発行要項に従い調整された場合は、同様に調整されるものとします。)を下回った場合、当該 20 連続取引日の最終日から起算して 11 銀行営業日が経過する日に、本新株予約権 1 個当たりにつき払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得します。当社は、取得した本新株予約権を消却します。

本新株予約権のデメリット

本新株予約権については、以下の(ア)~(オ)のようなデメリットがあります。

(ア)本新株予約権の行使による資金調達は、S M B C 日興証券が本新株予約権を行使した場合に限り行われるものであり、また、下記「7. 割当予定先の選定理由等 (3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置」に記載の行使制限措置等の行使に係る制限があるため、上記「1. 募集の概要 (5) 調達資金の額(新株予約権の行使に際して出資される財産の価額)」に記載された調達資金の額に相当する資金を短期間で調達することは難しく、また本新株予約権の全部が行使される保証はありません。

(イ)本新株予約権は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日に上記「1. 募集の概要 (6) 行使価額及び行使価額の修正条件」に記載された内容に従って行使価額が修正されるものであるため、修正後の行使価額の水準によっては、S M B C 日興証券が本新株予約権を全て行使したとしても同「1. 募集の概要 (5) 調達資金の額(新株予約権の行使に際して出資される財産の価額)」に記載された調達資金の額に相当する資金を調達できない可能性があります。

(ウ)第三者割当方式という S M B C 日興証券に対してのみ本新株予約権を割り当てるスキームであるため、資金調達を行うために不特定多数の新投資家を幅広く勧誘することは困難です。

(エ)本ファシリティ契約において、本新株予約権を行使するよう最大限努力すること等が規定されているものの、S M B C 日興証券は本新株予約権を行使する義務を負ってはならず、株価や出来高等の状況によっては本新株予約権の行使が進まず、資金調達及び資本増強が予定通り達成されない可能性があります。

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(オ)本新株予約権による希薄化の割合の上限は予め固定されておりますが、本新株予約権のすべてが行使された時点、又は本新株予約権の全てが行使できなくなった時点まで、最終的な希薄化の割合を確定させることができません。

【他の資金調達方法との比較】

公募増資による当社普通株式の発行は、短期間で多額の資金調達を行うことが可能ではあるものの、同時に1株当たり利益の希薄化も短期間に大きく引き起こされるため、株価に対する直接的な影響がより大きいと考えられます。

第三者割当による当社普通株式の発行は、短期間で多額の資金調達を行うことが可能ではあるものの、同時に1株当たり利益の希薄化も短期間に大きく引き起こされるため、株価に対する直接的な影響がより大きいと考えられます。加えて割当先が相当程度の議決権を保有する大株主となるため、当社の株主構成及びコーポレートガバナンスに影響を及ぼす可能性があると考えられます。

株価に連動して転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債(以下「MSCB」といいます。)は、一般的には、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換により交付される株式総数が転換終了まで未確定であるため、1株当たり利益の希薄化に及ぼす影響の予測が困難となり、株主を不安定な状況に置くことになると考えられます。

新株予約権の無償割当てによる資金調達手法であるライツ・オファリングには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オファリングと、当社は元引受契約を締結せず、新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノン・コミットメント型ライツ・オファリングがありますが、コミットメント型ライツ・オファリングにおいては、ストラクチャーの検討や準備に相当の時間を要するとともに、割当先である既存投資家の参加率の見込み等によっては、引受手数料等のコストを当社が満足する水準に抑えつつ、十分な額の資金調達を実現できるかどうか不透明であることから、現時点においては当社の資金調達手法として適当でないと考えられます。また、ノン・コミットメント型ライツ・オファリングにおいては、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金調達を実現できるかどうか不透明であると考えられます。

本ファシリティ契約の締結を伴わない新株予約権の発行は、当社が権利行使のタイミングや行使される新株予約権の量をコントロールする余地がなく、柔軟性及び希薄化への配慮の観点から適当ではないと考えられます。また、行使価額が修正されない新株予約権は、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となることが考えられます。

借入により全額調達した場合、調達金額が負債となるため、財務基盤の強化及び財務柔軟性の確保を図るという目的を達成することができず、財務戦略の柔軟性が低下することが考えられます。

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額(差引手取概算額)

・ 本新株予約権に係る調達資金	8,157,920,000 円
本新株予約権の払込金額の総額	17,920,000 円
本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	8,140,000,000 円
・ 発行諸費用の概算額	8,000,000 円
・ 差引手取概算額	8,149,920,000 円

- (注) 1. 上記差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。そのため、本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は増加又は減少いたします。また、本新株予約権の行使可能期間内に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は減少いたします。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、価額算定費用等の合計額であります。

(2) 調達する資金の具体的な使途

当社は、前記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、不動産運用サービス事業(ストレージ事業、アセット事業、オフィス事業等)の中でも、基幹事業である国内及び海外のストレージ事業の持続的な成長を図るべく、お客様のニーズが高いエリアへの出店の強化、ブランド力の更なる向上を重要な施策と位置付けており、その一環として、従来のトランク、コンテナタイプからの移行を進めている「土地付きストレージ」は、都市圏を中心に積極的な出店を行っていく方針です。

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を含めた差引手取概算額は、上記(1)に記載のとおり 8,149,920,000 円であり、ストレージ事業を中心とする不動産運用サービス事業の成長資金として、2018年6月から2021年5月までに、2018年12月期に計画している50棟程度の土地付きストレージの新規出店のための建築資金、並びに2019年12月期以降の新規出店のための不動産取得及び建築資金をはじめ、ストレージ事業における不動産取得及び建築資金並びにアセット事業における不動産取得資金の一部に全額を充当する予定であります。

- (注) 1. 調達した資金は支出するまでの間、金融機関に預け入れる予定です。
2. 本新株予約権の行使状況によって資金調達額や調達時期が決定されることから、支出予定時期までにおいて、本新株予約権の行使が想定どおりに行われず、本新株予約権の行使による資金調達が上記差引手取概算額に満たない場合、自己資金及び銀行借入等により上記記載の使途へ充当する予定であります。
3. 本新株予約権の行使時における株価推移により、上記の使途に充当する支出予定額を上

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

回って資金調達が行われた場合には、かかる超過分をストレージ事業における不動産取得及び建築資金並びにアセット事業における不動産取得資金の一部として追加充当する予定です。

5．資金使途の合理性に関する考え方

本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使による調達資金を上記「4．調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することにより、事業規模の拡大、財務基盤の強化及び財務柔軟性の確保を図ることが可能となり、事業成長の実現と財務内容の向上に繋がるものであり、当社の経営上合理的なものであると考えております。

6．発行条件等の合理性

（1）発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の価値を算定するため、本新株予約権の発行要項、本新株予約権買取契約及び本ファシリティ契約に定められる諸条件を考慮した本新株予約権の価値算定を第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（本社：東京都港区元赤坂一丁目1番8号、代表者：黒崎 知岳）に依頼いたしました。株式会社赤坂国際会計は、新株予約権の価値算定にあたって一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、本新株予約権の価値算定を実施しました。また、当該算定機関は、当社普通株式の株価、当社普通株式の流動性、ボラティリティ、配当利回り、無リスク利率、及び当社の資金調達需要等について一定の前提を置き、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提の下で行使可能期間にわたって一様に分散的な権利行使がなされることを仮定しており、割当予定先の事務負担・リスク負担等の対価として発生が見込まれる本新株予約権に係る発行コストや本新株予約権を行使する際の株式処分コストについて、他社の公募増資や新株予約権の発行事例に関する検討等を通じて合理的と見積もられる一定の水準を想定して評価を実施しています。当社は、当該算定結果を参考に、本新株予約権の1個の払込金額を当該算定結果と同額の896円としました。当社は、本新株予約権の特徴や内容、第三者算定機関による本新株予約権の算定結果を勘案し検討した結果、上記の本新株予約権の払込金額は合理的であり、本新株予約権の発行条件が有利発行に該当しないものと判断しました。また、当社監査役3名全員（うち社外監査役3名）から、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、本新株予約権の発行条件が有利発行に該当しない旨の取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められない旨の意見を得ております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の全てが行使された場合に交付される当社普通株式は2,000,000株であり、当社の発行済株式12,576,300株（2017年12月31日現在）に対して15.90%の希薄化が生じます。また、交付される当社普通株式2,000,000株に係る議決権の数は20,000個であり、当社の総議決権数121,289個（2017年12月31日現在）に対して16.49%の希薄化が生じます。しかしなが

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

ら、本新株予約権による資金調達は、当社の中長期的な事業規模の拡大や、財務基盤の強化及び財務柔軟性の確保に繋がるものであり、また、比較的長期間かつ継続的な資金需要の適時適切な充足を図るものであることから、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しました。

なお、当社普通株式の過去3年間（2015年5月から2018年4月まで）の1日当たりの平均出来高は55,839株（注）であり、直近6か月間（2017年11月から2018年4月まで）の同出来高においても59,661株となっており、当社普通株式は一定の流動性を有しております。一方、本新株予約権が全て行使された場合に交付されることとなる当社普通株式数2,000,000株を行使可能期間である約3年間で行使売却するとした場合の1日当たりの数量は約2,755株となるため、当社普通株式の上記の流動性の状況を踏まえると、株価に与える影響は限定的なものと考えております。また、割当予定先として選択したS M B C日興証券との間で、S M B C日興証券が本新株予約権を行使するよう最大限努力することや、当社の判断により、S M B C日興証券が本新株予約権を行使することができない期間を指定できること（行使停止指定条項）S M B C日興証券に対し本新株予約権の一部について、本VWAP値がターゲット・プライス（4,477円）以上となった場合に限り行使できるものとする（ターゲット・プライス条項）等を規定する本ファシリティ契約を締結する予定であることに鑑み、発行数量の規模は合理的であるとと考えております。

また、本新株予約権及び本ファシリティ契約の内容により、本新株予約権の発行による資金調達は、当社が有する選択肢の中で、当社が、当社の判断により株価動向等を見極めながら資金調達の時期や行使される本新株予約権の量を一定程度コントロールすることができること、当社の判断により本新株予約権を取得することも可能であることから、本新株予約権の発行は、市場に過度の影響を与えるものではなく、希薄化の規模も合理的であると判断しました。

（注）1日当たりの平均出来高については、2016年7月1日を効力発生日として当社普通株式10株につき1株の割合をもって行われた株式併合を勘案し、当該併合前の出来高においては10で除して算出しております。

7. 割当予定先の選定理由等

（1）割当予定先の概要

（1）名	称	S M B C日興証券株式会社				
（2）所	在	地	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号			
（3）代	表	者	取締役社長 清水 喜彦			
役	職	氏				
（4）事	業	内	容	金融商品取引業等		
（5）資	本	金	100億円			
（6）設	立	年	月	日	2009年6月15日	
（7）発	行	済	株	式	数	200,001株
（8）決	算	期	3月31日			

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(9) 従業員数	10,574人(2018年3月31日現在)		
(10) 主要取引先	投資家及び発行体		
(11) 主要取引銀行	株式会社三井住友銀行		
(12) 大株主及び持株比率	株式会社三井住友フィナンシャルグループ 100%		
(13) 当事会社間の関係			
資本関係	当該会社が当社の株式5,800株(2018年4月30日現在。2017年12月31日現在の当社の普通株式に係る総議決権数の0.05%)を保有しているほか、特筆すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。		
人的関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。		
取引関係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。		
関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態(単位:百万円。特記しているものを除きます。)			
決算期	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期
連結純資産	697,808	544,248	818,734
連結総資産	10,479,163	11,687,428	10,691,674
1株当たり連結純資産(円)	3,489,023	2,721,226	4,093,650
連結営業収益	318,791	361,232	397,405
連結営業利益	51,350	75,804	89,690
連結経常利益	55,826	80,064	94,982
親会社株主に帰属する当期純利益	42,106	46,943	63,705
1株当たり連結当期純利益(円)	210,529	234,714	318,523
1株当たり配当金(円)		1,059,145	

(注) S M B C日興証券は、東京証券取引所の取引参加者であるため、東京証券取引所に対して第三者割当の割当先が反社会的勢力と関係がないことを示す確認書を提出していません。

ご注意: この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社はS M B C日興証券以外の金融機関からも資金調達に関する提案を受けましたが、S M B C日興証券より提案を受けた本資金調達の手法及びその条件は、既存株主の利益に配慮し当社株式の希薄化を抑制するとともに、当社の中長期的な成長の源となるストレージ事業における不動産取得及び建築資金並びにアセット事業における不動産取得資金の一部の調達を行うこと、並びに財務基盤の強化及び財務柔軟性の確保を図ることに重点を置いている当社のニーズに最も合致しているものと判断いたしました。その上で、S M B C日興証券が上記「1. 募集の概要」及び「3. 資金調達方法の概要及び選択理由」に記載の本資金調達の方法の特徴その他の商品性全般に関する知識を有していることに加え、今回の資金調達の実施にあたり十分な信用力を有すること、国内外に厚い顧客基盤を有する証券会社であり今回発行を予定している本新株予約権の行使により交付する普通株式の円滑な売却が期待されること等を総合的に勘案して、S M B C日興証券への割当てを決定いたしました。

(注) 本新株予約権に係る割当ては、日本証券業協会会員であるS M B C日興証券により買い受けられるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

本新株予約権買取契約において、S M B C日興証券は、当社の事前の同意がない限り、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできない旨が定められる予定です。また、当社は、S M B C日興証券が、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式について長期保有する意思を有しておらず、市場動向等を勘案し適時売却していく方針であることを口頭で確認しております。

当社とS M B C日興証券は、本新株予約権買取契約において、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項、同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、M S C B等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、所定の適用除外の場合を除き、単一暦月中に本新株予約権の行使により取得される普通株式数が、本新株予約権の払込期日時点で金融商品取引所が公表している直近の当社の普通株式に係る上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る行使を行うことができない旨その他の同施行規則第436条第4項及び第5項に規定する内容を定める予定です。

当社は、S M B C日興証券との間で締結される本新株予約権買取契約において、本新株予約権の発行及び本新株予約権の行使による発行会社の株式の交付を除き、本新株予約権買取契約の締結日以降、(i)残存する本新株予約権の全てが行使された日、(ii)当社が本新株予約権の発行要項に基づき残存する本新株予約権の全部を取得し、これを消却し、かつ、本新株予約権1個当たりにつき払込金額と同額を交付した日、(iii)S M B C日興証券が残存する本新株予約権の全部を他の者に譲渡した日又は(iv)2021年5月31日のいずれか先に到来する日までの間、S M B C日興証券の事前の書面による承諾を受けることなく、当社の株式及び当社の株式を取得する権利ある

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

いは義務を有する有価証券（新株予約権、新株予約権付社債及び取得対価を当社の株式とする取得請求権又は取得条項の付された株式を含みますがこれらに限られません。）の発行又は売却（ただし、ストックオプション制度、株式報酬制度又は従業員株式所有制度に関わる発行、株式分割及び株式無償割当て、新株予約権若しくは取得請求権の行使又は取得条項の発動によるものを除きます。）を行わないこと、並びに上記の発行又は売却を実施することにかかる公表を行わないことに合意する予定であります。

（４）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先であるＳＭＢＣ日興証券からは、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額に要する資金は確保されている旨、口頭で説明を受けており、同社の２０１８年３月期決算短信に記載されている２０１８年３月３１日現在の連結財務諸表等から十分な現金・預金及びその他流動資産を保有していることを確認し、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

（５）株券貸借に関する契約

当社は、割当予定先であるＳＭＢＣ日興証券との間で、本新株予約権の行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う当社普通株式の売付け等以外の本案件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株を行わない旨の合意をする予定であります。

なお、ＳＭＢＣ日興証券は林尚道氏との間で株券貸借取引契約の締結を行う予定ではありますが、現時点では契約内容に関して決定した事実はありません。

８．募集後の大株主及び持株比率

募集前（２０１７年１２月３１日現在）	
林 尚道	22.37%
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	8.11%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	5.19%
資産管理サービス信託銀行株式会社	3.29%
株式会社サンセイエンジニアリング	2.28%
THE BANK OF NEW YORK MELLON (INTERNATIONAL) LIMITED 131800	2.17%
株式会社新居浜鉄工所	2.15%
株式会社アミックス	1.99%
みずほ証券株式会社	1.53%
エリアリンク取引先持株会	1.51%

（注）１．上記のほか、発行済株式総数に対する比率２.４５％の自己株式を保有しております。

２．今回の本新株予約権の募集分については、権利行使後の株式保有について長期保有を約していないため、今回の本新株予約権の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示しておりません。なお、割当予定先が本新株予約権を

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

全て行使した上で取得する当社普通株式を全て保有し、かつ、その他に新株式発行・自己株式処分・自己株式取得を行わないと仮定した場合、かかる行使後の割当予定先の所有株式数は 2,000,000 株、かかる行使後の割当予定先の総議決権数に対する所有議決権数の割合は 14.16%となります（2018 年 4 月 30 日現在で割当予定先が保有している当社の普通株式を除きます。）

3. 「持株比率」は、小数点以下第 3 位を四捨五入しております。

9. 今後の見通し

2018 年 2 月 14 日付「2017 年 12 月期 決算短信」にて公表いたしました 2018 年 12 月期の業績予想に変更はありません。

なお、今回の資金調達は、上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することにより、将来の業績に寄与するものと考えております。

10. 企業行動規範上の手続き

本件第三者割当は、本新株予約権の行使により交付される普通株式に係る議決権数を発行決議日現在における当社の発行済株式数に係る議決権総数で除して算出した希薄化率が 25%未満であること、支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

11. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

（1）最近 3 年間の業績（単位：百万円。特記しているものを除きます。）

	2015 年 12 月期	2016 年 12 月期	2017 年 12 月期
売上高	17,173,505	16,908,115	21,489,217
営業利益	2,657,819	1,935,669	2,379,597
経常利益	2,442,159	1,968,657	2,441,462
当期純利益	1,550,772	1,142,308	1,547,033
1 株当たり当期純利益（円）	126.32	93.06	126.08
1 株当たり配当額（円）	3.90	39.00	40.00
1 株当たり純資産額（円）	1,191.43	1,245.09	1,332.88

（注）1. 2016 年 7 月 1 日付で普通株式 10 株につき 1 株の割合をもって株式併合を実施しております。そのため、2015 年 12 月期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して 1 株当たり当期純利益及び 1 株当たり純資産額を記載しております。

2. 1 株当たり配当額は当該株式併合前の実際の配当額を記載しております。

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(2018年4月30日現在)

	株 式 数	発行済株式総数に対する比率
発 行 済 株 式 総 数	12,576,300 株	100.00%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数の総数	-	-
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数の総数	-	-
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数の総数	-	-

(3) 最近の株価の状況

最近3年間の状況

	2016年12月期	2017年12月期	2018年12月期
始 値	143 円 1,291 円	1,255 円	2,395 円
高 値	145 円 1,407 円	2,571 円	4,225 円
安 値	95 円 1,087 円	1,220 円	2,056 円
終 値	128 円 1,247 円	2,376 円	4,070 円

(注) 1. 2018年12月期の株価については、2018年5月21日現在で表示しております。

2. 2016年12月期の 印は、株式併合(2016年7月1日付で普通株式10株につき1株の株式併合)による権利落ち後の株価であります。

最近6か月間の状況

	2017年 12月	2018年 1月	2018年 2月	2018年 3月	2018年 4月	2018年 5月
始 値	2,158 円	2,395 円	2,431 円	2,700 円	3,455 円	3,410 円
高 値	2,491 円	2,585 円	2,824 円	3,445 円	4,050 円	4,225 円
安 値	2,110 円	2,338 円	2,056 円	2,418 円	3,250 円	3,310 円
終 値	2,376 円	2,397 円	2,713 円	3,415 円	3,620 円	4,070 円

(注) 2018年5月の株価については、2018年5月21日現在で表示しております。

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

発行決議前営業日における株価

	2018年5月21日現在
始 値	3,995 円
高 値	4,115 円
安 値	3,960 円
終 値	4,070 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況
該当事項はありません。

以 上

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(別紙)

エリアリンク株式会社
第1回新株予約権(行使価額修正条項付)
発行要項

1. 本新株予約権の名称 エリアリンク株式会社第1回新株予約権(行使価額修正条項付)
(以下「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 第8項に定める金額に20,000を乗じた金額とする。
3. 申込期間 2018年6月7日
4. 割当日及び払込期日 2018年6月8日
5. 募集の方法 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を、S M B C日興証券株式会社に割当てる。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式2,000,000株とする(本新株予約権1個当たりの本新株予約権の目的である普通株式の数(以下「交付株式数」という。)は、100株とする。)。ただし、本項第(2)号乃至第(5)号により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である普通株式の総数も調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 本新株予約権の発行後、第11項第(2)号に掲げる各事由が発生し、当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、交付株式数は次の算式により調整される。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (3) 前号の調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる交付株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。
 - (4) 調整後の交付株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第11項第(2)号及び第(4)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後の行使価額を適用する日と同日とする。
 - (5) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の交付株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、第11項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数 20,000個
8. 各本新株予約権の払込金額 896円(本新株予約権の目的である普通株式1株当たり8.96円)
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、各本新株予約権

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

の行使により交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に交付株式数を乗じた額とする。

(2) 行使価額は、当初4,070円とする。ただし、行使価額は第10項又は第11項に従い、修正又は調整されることがある。

10. 行使価額の修正

(1) 本新株予約権の発行後、行使価額は、第16項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「決定日」という。)に、決定日の前取引日(ただし、決定日の前取引日に当社普通株式の普通取引の終日の売買高加重平均価格(以下「VWAP」という。)のない場合には、その直前のVWAPのある取引日とする。以下「時価算定日」という。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引のVWAPの92%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切上げる。以下「修正後行使価額」という。)に修正され、修正後行使価額は決定日以降これを適用する。ただし、本項に定める修正後行使価額の算出において、かかる算出の結果得られた金額が下限行使価額(以下に定義する。以下同じ。)を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。

(2) 「下限行使価額」は、2,849円(ただし、第11項による調整を受ける。)とする。

(3) 本新株予約権の行使にあたって上記修正が行われる場合には、当社は、かかる行使の際に、当該本新株予約権者に対し、修正後行使価額を通知する。

11. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由が発生し、当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(3)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使による場合を除く。)調整後の行使価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、当社株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は当該基準日の翌日以降、これを適用する。

当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当て(以下総称して「株式分割等」

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

という。)をする場合

調整後の行使価額は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日又は株主確定日（基準日又は株主確定日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。

本項第(3)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）又は当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）又は行使することにより当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合（なお、新株予約権無償割当ての場合（新株予約権付社債を無償で割当てする場合を含む。）は、新株予約権を無償で発行したものととして本 を適用する。）調整後の行使価額は、発行される証券（権利）又は新株予約権（新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）に関して交付の対象となる新株予約権を含む。）の全てが当初の行使価額で取得され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該証券（権利）又は新株予約権の払込期日又は払込期間の末日の翌日（当該募集において株主に割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日又は株主確定日（基準日又は株主確定日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日）以降これを適用する。

ただし、本 に定める証券（権利）又は新株予約権の発行が買収防衛を目的とする発行である場合において、当社がその旨を公表のうえ本新株予約権者に通知し、本新株予約権者が同意したときは、調整後の行使価額は、当該証券（権利）又は新株予約権（新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）に関して交付の対象となる新株予約権を含む。）の全てについてその要項上取得の請求、取得条項に基づく取得又は行使が可能となる日（以下「転換・行使開始日」という。）において取得の請求、取得条項による取得又は行使により当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、転換・行使開始日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の場合において、基準日又は株主確定日が設定され、且つ効力の発生が当該基準日又は株主確定日以降の株主総会、取締役会、その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日又は株主確定日の翌日から当該承認があった日までの期間内に本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算式により算出される株式数の当社普通株式を追加交付する。

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切捨て、現金による調整は行わない。
行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日又は株主確定日、また、それ以外の場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号の株式分割の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分普通株式数は、基準日又は株主確定日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

行使価額調整式により算出された行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行わないこととする。ただし、次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。

- (4) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、合併、会社分割又は株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき（ただし、第14項第(2)号に定める場合を除く。）

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (5) 本項第(2)号の規定にかかわらず、時価算定日が、振替機関（第20項に定める振替機関をいう。以下同じ。）の定める新株予約権行使請求を取り次がない日の初日より前である場合に限り、本項第(2)号に基づく行使価額の調整を行うものとする。ただし、下限行使価額については、常にかかる調整を行うものとする。

- (6) 本項第(1)号乃至第(5)号により行使価額の調整を行うとき（下限行使価額が調整されるときを含む。）は、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

額（下限行使価額を含む。以下本号において同じ。）調整後の行使価額及びその適用の日
その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通
知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

12. 本新株予約権の行使可能期間

2018年6月11日から2021年5月31日（ただし、第14項各号に従って当社が本新株予約権
の全部又は一部を取得する場合には、当社が取得する本新株予約権については、当社による取
得の効力発生日の前銀行営業日）までとする。ただし、行使可能期間の最終日が銀行営業日で
ない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。また、振替機関が必要であると認めた日につ
いては本新株予約権の行使をすることができないものとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得事由

- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の発
行日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をし、当社取締役会で
定める取得日に、本新株予約権1個当たり第8項に定める払込金額と同額を交付して、残
存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部を取得する場合には、
抽選その他の合理的な方法により行うものとする。当社は、取得した本新株予約権を消却
するものとする。
- (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割を行うこと、又は当社が
株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となること（以下これらを総称し
て「組織再編行為」という。）を当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締
役会）で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って通知をし、当該組織再編行為
の効力発生日より前で、且つ当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり第
8項に定める払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社
は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (3) 当社は、当社が発行する普通株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若
しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された
日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日と
する。）に、本新株予約権1個当たり第8項に定める払込金額と同額を交付して、残存する
本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (4) 当社は、本新株予約権の発行後、20連続取引日（ただし、終値のない日は除く。）の東京証
券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値が2,035円（本新株予約権の発行
後、行使価額が第11項に従い調整された場合は、同様に調整されるものとする。）を下回
った場合、当該20連続取引日の最終日から起算して11銀行営業日が経過する日に、本新
株予約権1個当たり第8項に定める払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の
全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。なお、上記20連
続取引日の間に第11項に定める行使価額の調整の原因となる事由が生じた場合には、当該
20連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値は、本号の

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として
作成されたものではありません。

適用上、当該事由を勘案して調整されるものとする。

15. 本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
16. 本新株予約権の行使請求の方法
 - (1) 本新株予約権の行使は、行使可能期間中に第17項に定める行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項の通知が行われることにより行われる。
 - (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額を現金にて第18項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振込むものとする。
 - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使可能期間中に第17項に定める行使請求受付場所に対して行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
17. 行使請求受付場所
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
18. 払込取扱場所
株式会社三井住友銀行 神田支店
19. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用等
本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される普通株式の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従う。
20. 振替機関
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
21. 本新株予約権の発行価額及びその行使に際して払込をなすべき額の算定理由
本要項並びに割当先との間で締結する予定の新株予約権買取契約及びファシリティ契約に定められる諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社普通株式の株価、当社普通株式の流動性、ボラティリティ、配当利回り、無リスク利率、及び当社の資金調達需要等について一定の前提を置き、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について、一定の前提の下で行使可能期間にわたって一様に分散的な権利行使がなされることを仮定して評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を896円とした。
また、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項記載の通りとし、行使価額は当初、2018年5月21日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の100%に相当する金額とした。

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

22. 1単元の数の定めを廃止等に伴う取扱い

本新株予約権の割当日後、当社が1単元の株式の数の定めを廃止する場合等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

23. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長又はその指名する者に一任する。

以 上

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。